

X - 1 - 1 - 1 - 02
5 年 保 存

秋 本 交 企 第 3 0 号
平 成 1 9 年 2 月 2 2 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）」（平成4年10月30日付け秋本交企第1048号。以下「旧例規」という。）によって運用されているところであるが、このたび、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の補装具費支給に関する規定等が平成18年10月1日から施行されたことなどに伴い、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、警察庁と厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室との打合せにおいて定めた別添の通知書により、車体の大きさの基準に適合しない車いすの購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、別記様式第1の確認証（以下「確認証」という。）を送付するものとする。（市町村長は、支給に係る原動機を用いる車いすが道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定の基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

車体の大きさの基準に適合しない車いすの利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、確認の申請があった場合には、別記様式第2の確認申請書に必要事項を記載させた上、提出させるものとする。

イ 確認の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの車いすを用いることがやむを得ないこと

について、原則として、利用者と申請に係る車いすを実地に確認するものとする。ただし、確認申請書のほか、次の書類を提出させ、書面審査をすることにより、利用者及び申請に係る車いすの実地確認に代えることができるものとする。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

(イ) 当該車いすを製作又は販売する者の作成に係る当該車いすの大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の再交付

利用者が確認証を亡失、滅失又は破損したときは、別記様式第3の確認証再交付申請書を提出させ、新たな確認証を交付するものとする。

3 住所変更時の措置

利用者が住所変更を行った場合は、速やかに転出先を管轄する警察署長に対して届出を行うよう指導するとともに、住所変更の届出を受けたときは、利用者の住所を確認の上、確認証の裏面に新住所を記載し、警察署長印を押印するものとする。

4 確認証の携帯

利用者が確認に係る車いすを道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

5 確認証の返納

利用者が確認に係る車いすを利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

6 警察署及び警察本部における措置

(1) 警察署長の措置

ア 市町村長からの通知書又は車いす利用者等からの確認申請書に基づき当該車いすを確認したときは、通知者又は申請者の住所、氏名、当該車いすの型式等を電話により交通企画課長を経て報告し、確認証番号を受け、確認証に所定の事項を記入し、送付又は交付するものとする。

確認証を送付又は交付したときは、通知書又は確認申請書の写しを作成し、速やかに交通企画課長を経て送付し、原本は警察署で保管すること。

イ 住所変更の届出、確認証の返納を受けたときは、交通企画課長を経て電話でその旨を報告するものとする。

(2) 警察本部における措置

警察署長からの報告に基づいて、別記様式第4の身体障害者用車いす確認台帳に所定事項を記入の上、一連番号を付して整理するものとする。

7 運用上の留意事項

現に利用されている原動機を用いる車いすで車体の大きさが道路交通法施行規則第1

条の4第1項第1号に規定の基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の身体障害者用の車いすには該当しないこととなるが、当分の間は、このような原動機を用いる車いすを通行させている者を発見した場合には、警察署長の確認を受けるよう指導するにとどめるものとする。

(表面)

7 . 5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、次の利用者が次の車いすを利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 車いすの概要

(1) 車いすの名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車いすの大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

注意事項

1 確認を受けた車いすを道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯してください。

2 確認を受けた車いすの利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納してください。

1 1 . 5

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

7.5

11.5

新住所	警察署長印

住所変更後の新住所を記載し、警察署長印を押印すること。

別記様式第 2

確認申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
氏 名

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認申請をします。

確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者の続柄)
理 由	
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

別記様式第3

確認証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
氏 名

利 用 者	住 所	
	氏 名	
確 認 証 交 付 年 月 日		
確 認 証 番 号		
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

別添

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車いすの購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者
住 所
氏 名

2 支給に係る電動車いすの概要

- (1) 車いすの名称
(2) 型式
(3) 製品番号
(4) 車いすの大きさ
長さ センチメートル
幅 センチメートル
高さ センチメートル

- 備考 1 当該給付に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。